

令和5年度事業計画

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

I 基本方針

定款の定めに基づき、地域の住生活の安定と社会福祉の増進及び地域のまちづくりに寄与することを目的に、地方住宅供給公社及び地域の住まいづくり・まちづくりを推進する法人(地方住宅供給公社等)の経営及び事業推進に関する調査研究並びに情報の収集・提供等を積極的に行う。

II 事業計画

1 住宅・まちづくり推進事業

会員公社の経営改善や事業の円滑な推進に役立てるため、事業等に係る問題点を把握し、その解決に向けた調査研究や、有用かつ有益な情報の収集・提供等の事業を実施する。

(1) 調査研究及び情報提供

- ① 会員公社の円滑な事業の推進や発展、社会的な責務の遂行に資するため、国等が推進している住宅政策等の動向を把握し情報提供を行うとともに、公社事業を展開していく際の諸問題等について、調査研究を行う。
- ② 会員公社の法令等を遵守した適切な業務運営等に資するため、国及び関係団体等から情報を収集し、会員公社に提供する。
- ③ 会員公社の先進的な事業の取組みについて公社間の情報交換の活性化を図るとともに、広く一般の方に向けて公社の事業や先進的な取組みを紹介し、公的賃貸住宅等への入居情報等も提供する。

(2) 刊行物等の発行等

定期的な刊行物(業務実績資料集、組織及び役職員配置状況等)を作成し、会員公社及び国土交通省等の関係機関に配布する。また、必要に応じて各委員会等における検討内容等について、冊子による配布やホームページへの掲載等により周知を図る。

(3) ホームページによる情報発信

国や他団体が推進している住宅政策に関する情報及び会員公社の事業に関する情報等の収集を図り、ホームページへの迅速な掲載を行うとともに、情報の掲載について定期的に会員公社に案内し、業務に資する関連情報を積極的に提供する。

(4) 役職員研修会等の開催

住宅政策に関連する国等の動向や、各公社の事業推進上または業務運営上の諸問題への対応等をテーマに研修会等を開催し、役職員の業務に関する知識の向上を図る。

令和5年度においては、リアル及びリモートのハイブリッド形式により役職員を対象とした研修会を3回程度行う。また、令和3年度から年4回実施しているリモート方式による担当者を対象にした業務別情報交換会を、令和5年度も引き続き4回程度開催する。

(5) 「住生活月間」への対応

当連合会事務局は、国土交通省及び地方公共団体等が主催する10月の「住生活月間」

の実行委員会に幹事として参加していることから、これに積極的に協力するとともに会員公社に当該事業への参加協力の要請を行うほか、関連するイベントやセミナー等の開催情報を提供し参加の促進を図る。

(6) 各委員会の開催

① 理事懇談会

会員公社の事業推進等に資することを目的に、公社経営や事業全般に係る諸問題、課題等について、情報交換や意見交換を行う。

- 開催予定時期:11月(予定)
- 幹事公社:埼玉県住宅供給公社

② 事業推進委員会

委員会を4回程度開催し、理事会及び社員総会の議案等の事前調査及び検討等を行うほか、地域ブロック協議会への出席や業務別情報交換会の開催支援を行い、会員公社の事業に関する重要課題及び共通課題等の調査等を行う。

また、令和2年度以降、継続設置している「団地再生に関する検討部会」を「技術部会」に名称変更して常設設置することとし、会員公社の技術職員が抱える課題をテーマとした調査研究と、技術職員の情報共有による技術力向上により、公社事業の推進に資することとする。

このほか、公社事業に関する制度や法令等について、事業推進上の課題及び改善等の要望があった場合には、これについて検討を行い、事務局による定例的な業務報告時または必要に応じて国土交通省等と協議等を行う。

③ 地域ブロック協議会

地域ブロック毎に、例年どおり9月から12月の間に開催し、事業推進委員会が設定する全ブロック共通のテーマ、及び地域ブロック毎に各公社から提出された独自テーマについて情報交換や意見交換等を行う。

《地域ブロック協議会:6地域ブロック4会場》	幹事公社
○ 北部地域ブロック	埼玉県住宅供給公社
○ 東部・中部地域ブロック(合同開催)	横浜市住宅供給公社
○ 近畿・中国四国地域ブロック(合同開催)	広島県住宅供給公社
○ 九州地域ブロック	福岡県住宅供給公社

2 公社会計推進事業

地方住宅供給公社の会計の信頼性及び透明性の確保に資することを目的に、企業会計及び独立行政法人等の会計に関する情報の収集・提供並びに必要な応じた地方住宅供給公社会計基準(以下「公社会計基準」という。)の改訂等を行うとともに、公社会計基準の適正な運用を図るための経理担当者向けの研修会等を開催する。

(1) 会計基準準備委員会及び会計基準委員会

会計基準準備委員会(以下「準備委員会」という)では、企業会計の「収益認識に関する会

計基準」に対応して令和5年3月に改訂される公社会計基準について、令和6年度決算からの適用に向けて「収益認識に関する Q&A(仮称)」を作成するほか、各公社への実務面での支援のため、「顧客との取引にかかる収益の5ステップ検討表作成例」などの整備を行う。これらの内容の精査のため、会計基準委員会を1回、また準備委員会を4回程度開催する。

(2) 研修会の開催等

「収益認識に関する会計基準」を反映する公社会計基準の改訂が、令和6年度決算から適用されることから、会員公社への確実な周知及び適正な運用を図るため、経理担当者向けの研修会を1回開催する。また、経理担当者の業務知識の向上及び経理業務に関する情報の共有を目的にブロック別経理担当者会議を実施する。

また、会員公社からの会計や決算処理等に関する質問についても、顧問会計士と連携し適切に対応する。

Ⅲ 会 務

1 会員の状況(予定)

令和5年度期首 会員数	令和5年度期中の増減(予定)		令和5年度期末 会員予定数
	増	減	
41公社 〔内訳〕正会員 37 公社 準正会員 4 公社	0	0	41公社 〔内訳〕正会員 37 公社 準正会員 4 公社

2 総会・理事会

定款に定める定時社員総会及び通常理事会を、下記のとおり開催する。なお、開催については、新型コロナウイルス感染防止に配慮しながら開催する。

- 社員総会 定時総会(6月)のほか必要に応じて開催
- 理 事 会 3回程度(5月、6月、3月)

3 事務局業務

業務の実施に際しては、令和4年度に引き続きウェブ会議システムの一部活用など効率的な実施に努めるとともに、収支の改善に努めながら実施する。

(1) 保険関連業務

会員公社職員向けの団体扱いの医療保険等については、新規募集を行わず継続契約者の事務取扱のみを継続する。また、会員公社の法人向けの「リスク対応保険」等については、保険代理店等と連携し積極的に新規加入を推進するとともに、契約公社の事務取扱を行う。

(2) 会員公社からの相談への対応

会員からの事業、制度、法令及び会計処理に関する質問や相談に、必要に応じて国等の関係機関、弁護士または顧問会計士等に確認して迅速かつ的確に対応する。

また、会員公社からの依頼により他公社への業務関連の調査(アンケート)を行う場合は、当該依頼公社に協力して調査し、関連公社に情報提供を行う。